

知財高裁 平成20年2月7日判決

平成18年(行ケ)第10369号 審決取消請求事件

<要点>共同出願(特許法38条)違反ではないとされた審決が、知財高裁で取消となった事案。

<内容>本特許(特許第3437101号)は、発明の名称を「車間距離保持不足違反の違反証拠作成システムとその車間距離の測定方法」とし、主に高速道路などで車間距離を保持していない車両を取り締まるためのシステムおよび測定方法に関するものである。発明者を【AA】および【BB】として、出願され、設定登録されている。

この発明に関して、【CC】は、自身も共同発明者であり、本特許は、特許法第38条の共同出願違反等のもとに特許されたものであり、無効である旨の無効審判を提起した。

審判で【CC】は、車間距離測定装置の原型の実物等を示したが、審決において「ここにおいて明確に区別されなければならないことは、このような装置が誰によって作製されたのかという事実と、そのような装置が誰によって発明されたかという事実である。つまり、この装置を作製した者が、その発明者であるとは限らない。」とし、請求を棄却した。

判決においては、「被告は、本件明細書には、本件特許発明が単なる着想ではなく、試作、テストの積み重ねを経て見いだされた技術的思想であることが記載されているにもかかわらず、そのうちの着想のみをもって発明とし、実施可能かどうかの確認作業を発明後の作業にすぎないと主張しているものであって、独自の見解に基づくものである。」とし、また、「本件特許発明が『技術的思想の創作』といい得るためには、単なる着想にとどまらず、試作あるいはテストを積み重ねて課題を解決し、着想を具体化していなければならないものであるところ、上記のとおり、【CC】・【BB】・【AA】が協力して、試作機の製作、その改良を重ね、テストを行って、本件出願日前までに試作機を基本的に完成させているのであるから、本件特許発明に係る創作に関与したのは、【CC】・【BB】・【AA】の3名である。」とし、審決を取り消した。

(弁理士 北野 健)